明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○総合法律支援法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二四九）　二
○関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令（二五〇）　三
○原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二五一）　三
○原子力損害賠償・廃炉等支援機構法施行令の一部を改正する政令（二五二）　三
○港湾法施行令の一部を改正する政令（二五三）　三
○医療法施行令の一部を改正する政令（二五四）　三

〔告　示〕

○総務大臣が別に告示する無線設備を定める件の一部を改正する件（総務三一六）　三
○無線設備規則第十四条の二第二項の規定に基づく総務大臣が別に告示する無線設備を定める件の一部を改正する件（同三一七）　三
○ヴァラナシ国際協力・コンベンションセンター建設計画のための贈与に関する日本国政府とインド政府との間の書簡の交換に関する件（外務三三七）　四
○国道六号線地すべり防止計画のための贈与に関する日本国政府とホンジュラス共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同三三八）　四
○中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに係る関税定率法第八条第五項に規定する調査の期間の延長の件（財務二六五）　四
○租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部を改正する件（厚生労働三〇二）　四
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（同三〇三）　四
○厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件（同三〇四）　五
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（同三〇五）　五
○労働時間等設定改善指針の一部を改正する件（同三〇六）　五
○子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示（同三〇七）　五
○医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品の一部を改正する件（同三〇八）　七
○平成三十年産の茶に適用する単位当たり共済金額の範囲等を定める件（農林水産一四八八）　七
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通八六九）　八
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（同八七〇、八七一）　九
○道路に関する件（九州地方整備局一六三）　一〇

〔人事異動〕

内閣　内閣府　一〇

〔皇室事項〕　二

〔官庁報告〕　二

法　務
公証人任免（法務省）　二

〔公　告〕　二

諸　事　項
官庁
建設業の許可の取消処分、無縁墳墓等改葬関係　二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　二
特殊法人等
衆議院共済組合定款の一部変更関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　三
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇総合法律支援法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二四九号）（法務省）

総合法律支援法の一部を改正する法律（平成二八年法律第五三号）の一部の施行期日は、平成三〇年一月二四日とすることとした。

◇関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令（政令第二五〇号）（財務省）

1　関税割当制度が適用されている物品一九品目のうち、半年ごとに関税割当ての数量を定めている二品目について、平成二九年度下期における数量をそれぞれ次のとおり定めることとした。（別表関係）

(一)　乾燥した豆（ひよこ豆、緑豆及びひら豆以外のもの）　七万トン

(二)　麦芽　二三万九、三〇〇トン

2　この政令は、平成二九年一〇月一日から施行することとした。

◇原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二五一号）（内閣府本府）

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律（平成二九年法律第三〇号）の施行期日は、平成二九年一〇月一日とすることとした。

◇原子力損害賠償・廃炉等支援機構法施行令の一部を改正する政令（政令第二五二号）（内閣府本府）

1　廃炉等積立金の額の認可等に関する事項の主務大臣をいずれも経済産業大臣とする等、主務大臣及び主務省令に関し所要の規定を整備することとした。（本則関係）

2　施行期日

この政令は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二九年一〇月一日）から施行することとした。